

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

整理番号 XXXXXXXX

コクセイ タロウ様

NNNNN 税務署長

所得税等、消費税及び贈与税の申告について

申告の参考となる情報をご案内しておりますので、以下の情報をご参照の上、期限内に申告・納付してください。
なお、確定申告等がお済みの方にも送信させていただいております。

所得税等、消費税及び贈与税の申告書等を作成される方は、「[確定申告書等作成コーナー](#)」をご利用ください。

【平成 XX 年分の確定申告等の申告期間等】

	申告期間	納期限
		振替日（振替納税利用の場合）
所得税及び復興特別所得税	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X) ～平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
		平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
消費税及び地方消費税	平成 XX 年 X 月 ～平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
		平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
贈与税	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X) ～平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)

- (注) 1 原則として、税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っていません。
2 所得税等の還付申告は、平成 XX 年 X 月 XX 日 (X) 以前でも送信することができます。
3 消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、XX 月 XX 日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。
なお、課税期間の特例を選択されている場合の当該課税期間以外の納期限及び振替日については、[こちら](#)をご覧ください。

【重要なお知らせ】 ※ この情報は、平成 XX 年 X 月 X 日時点のものです。必ず届出書等から再度ご確認くださいようお願いします。

◆ 所得税等に関する事項

- 申告の種類 : 白色/青色
- 予定納税額（第 1 期分・第 2 期分の合計額） : X,XXX,XXX,XXX,XXX,XXX 円 / 該当なし
※ 予定納税額がある場合は、入力漏れにご注意ください。

◆ 消費税に関する事項

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 : 提出あり / -
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況 : 提出あり / -
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 : 提出あり / -
- 中間納付税額 : X,XXX,XXX,XXX,XXX,XXX 円
- 中間納付譲渡割額 : X,XXX,XXX,XXX,XXX,XXX 円
- ※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、**基準期間（前々年）の課税売上高が 5,000 万円を超える方は簡易課税制度が適用できません**のでご注意ください。
- ※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成 XX 年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。
- ※ 中間納付税額等の表示がある方で、1 月ごとの消費税の中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額欄が表示されません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に入力してください。

◆ 納付に関する事項

- 所得税等の振替納税利用金融機関 : XXX 銀行 XXX 支店 / ご利用ありません
普通預金 1234***
- 消費税の振替納税利用金融機関 : XXX 銀行 XXX 支店 / ご利用ありません
普通預金 1234***
- ダイレクト納付利用金融機関 : XXX 銀行 XXX 支店 / ご登録ありません
12340-12345***

- ※ 振替納税のお申し込みに当たっては、[こちら](#)をご覧ください。
- ※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。
なお、納期限までにダイレクト納付により納税していただいた場合は、振替納税は行われません。
- ※ 振替納税及びダイレクト納付のお申し込みに当たっては、[こちら](#)をご覧ください。

◆ **ご注意ください**

〈個人番号（マイナンバー制度）の入力に関するお知らせ〉
申告書（所得税・消費税・贈与税）や一部の申請・届出書（更正の請求書など）には、マイナンバーを入力する必要があります。

なお、既に過去の申告手続き等においてマイナンバーを入力している方も、今回ご案内している平成 XX 年分の申告書等には、マイナンバーの入力が必要です。

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報は、国税庁ホームページのトップページにある「[社会保障・税番号制度<マイナンバー>](#)」をクリックして、ご覧ください。

〈消費税の軽減税率制度に関するお知らせ〉

- 平成 XX 年（XXXX 年）XX 月 X 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。
- 軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。
- 実施後は**売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理**し、売上税額・仕入税額を計算することが必要となります。
- ※ **軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。**特に軽減税率の対象品目となる**飲食料品**を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご確認ください。
- ※ 軽減税率制度についての詳しい情報は、[こちら](#) をご覧ください。
- ※ **消費税の申告の必要がある事業者の方の、今回ご案内している平成 XX 年分消費税確定申告については、従来と変わりませんのでご注意ください。**

◆ **以下の情報及びリンク先をご参照の上、申告書の作成をしてください。**

その他の情報については、国税庁ホームページをご確認ください。

〈所得税等関係〉

- 平成 XX 年分の確定申告に関する情報は、[こちら（確定申告の手引）](#) をご覧ください。
- 純損失や雑損失は、その損失が生じた年の翌年分以後 3 年間（東日本大震災による損失は 5 年間）にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告をする必要があります。
- 上場株式等の一定の譲渡や一定の先物取引に係る損失は、その損失が生じた年の翌年分以後 3 年間にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告をする必要があります。
- 土地建物等を譲渡（交換、代物弁済、財産分与なども含まれます。）し、譲渡益がある場合又は譲渡所得の特例を適用する場合は確定申告をする必要があります。

〈財産債務調書制度〉

- 財産債務調書の提出が必要な場合については、[「財産債務調書制度に関するお知らせ」](#) をご覧ください。

〈国外財産調書制度〉

- 国外財産調書の提出が必要な場合については、[「国外財産調書制度に関するお知らせ」](#) をご覧ください。

〈その他〉

- e-Tax で確定申告書等を送信する場合は、[「e-Tax ホームページ」](#) で利用可能時間や運転状況等をご確認ください。
- 還付申告の方は、還付を受ける本人名義の預貯金口座の金融機関名及び口座番号等を正確に入力してください。なお、一部のインターネット専用銀行には、還付金の振込みができません。振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。
- 税制改正については、[「平成 XX 年分 所得税の改正のあらまし」](#) をご覧ください。

〈スマホで確定申告〉

「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンから所得税の確定申告書を作成し、ID・パスワード方式を利用して e-Tax で申告できます。給与所得者（年末調整済）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマートフォン専用画面をご利用いただけます。

ID・パスワード方式については、[こちら](#) をご覧ください。

- ◆ お問い合わせ先について
「[よくある質問](#)」をご覧くださいても問題が解決しない場合は、問い合わせ内容に応じ、以下へご連絡ください。

事前準備、送信方法、エラー解消など
作成コーナーの使い方に関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

上記の電話番号がご利用になれない方は、
03-5638-5171（通常通話料金）へおかけください。

受付時間

月曜日～金曜日（祝日等を除きます）

9：00～17：00

受付時間は、時期により延長する場合があります。

お問い合わせに当たっては、最新の情報を「[e-Tax ホームページ](#)」で
ご確認ください。

**申告書に関するお問い合わせはお答えできませんので、
最寄りの税務署にお問い合わせください。**

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカード
リーダーライタの設定などに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（通話料金無料）

上記の電話番号がご利用になれない方は、
050-3818-1250（通常通話料金）へおかけください。

受付時間

月曜日～金曜日

9：30～20：00

土日・祝日

9：30～17：30

受付時間は、変更される場合がありますので

「[マイナンバーカード総合サイト](#)」でご確認ください。

申告書の作成などにあたって
ご不明な点に関するお問い合わせ

「[最寄りの税務署](#)」にお問い合わせください。

お問い合わせの多いご質問と一般的な回答を[こちら](#)に掲載しております
ので、ご参照ください。

- ・ 医療費控除の対象となるものを教えてほしい。
- ・ 税務署に提出する書類について確認したい。

など

この文書は、行政指導として送信しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

戻る